

# デジタル臨時行政調査会 における論点（案）

2021/11/16

第1回デジタル臨時行政調査会

牧島かれん

## デジタル庁

# 設置の背景① 我が国全体のデジタル化の遅れ

○今世紀に入ってから、我が国の官民を通じたデジタル化の遅れは深刻。既存の規制や行政などの構造は維持されたままで、経済、社会、産業全体のデジタル化につながらず。

○デジタル庁設立でデジタル改革の推進体制は整備されたが、規制・行政のあり方まで含めて本格的な構造改革をしなければ、デジタル化の恩恵を国民や事業者が享受し、実感することは困難。

## (参考) デジタルにおける我が国の立ち位置

	日本	世界最高水準
デジタル競争力	27位	1位：米国 2位：シンガポール
ソフトウェア関連プログラムを開講する大学の数	29	117 - 米国
スマートシティランキング	79位 (東京)	1位 - シンガポール
デジタル行政アプリを使用する市民の割合	7.5%	99% - エストニア
世界のすべてのAIに関する学術論文に占める割合	6%	29% - 米国
全企業の総時価総額に占めるスタートアップの割合	1%	31% - 米国

# 設置の背景② コロナが浮き彫りにした構造的課題

- コロナが浮き彫りにした日本のデジタル化の遅れは、他の全ての分野に通じる本質的課題。
- 国民がデジタルを活用したより良いサービスを享受し、成長を実感できるためには、国を構成する「国民」「社会」「産業」「自治体」「政府」といった主体・分野にまたがる本質的「構造改革」が必要。

## ■ 国民と政府/自治体と政府の関係の問題

× 政府にとり、パンデミックの広がりや感染者の行動などコロナ関連の実態の把握が課題に（マイナンバーカード、事業者関係のID・認証の普及。ワクチン接種状況の把握）。

× 政府にとり、こどもの困窮の実態など、コロナの影響の広がりの把握も課題に。

× 多くの行政事務について、バラバラに保有していたデータの連携は難しく、自治体・政府との間での連携も課題に。

## ■ 産業のデジタル化の問題

× 経済活動がデジタル化する中で、GAFAMは着実に成長。日本の産業はデジタル化で劣後。スタートアップによる新陳代謝も遅れ。

× 様々な規制・慣行が、現場のデジタル化を進める課題に（書面、目視点検など）。

## ■ デジタル人材の供給・需要側の関係の問題

× 大学等（デジタル関連の卒業生の少なさ）と産業界（専門性に沿った給与体系の不備）の中で、将来を担うデジタル人材を十分に育てることが課題に。

## ■ 医療・教育などの重要な社会システムの問題

× 健康・医療システムの緊急時の対応が課題に。例えば、スピード感ある実態把握や、病院間や保健所の連携も課題に。コロナ関連データ（ウイルス遺伝子、コロナ肺画像、検体など）の整備も課題に。

× オンライン診療、オンライン教育などを実行する上での仕組み・体制も不十分。

## ■ 政府自体の体制・能力の問題

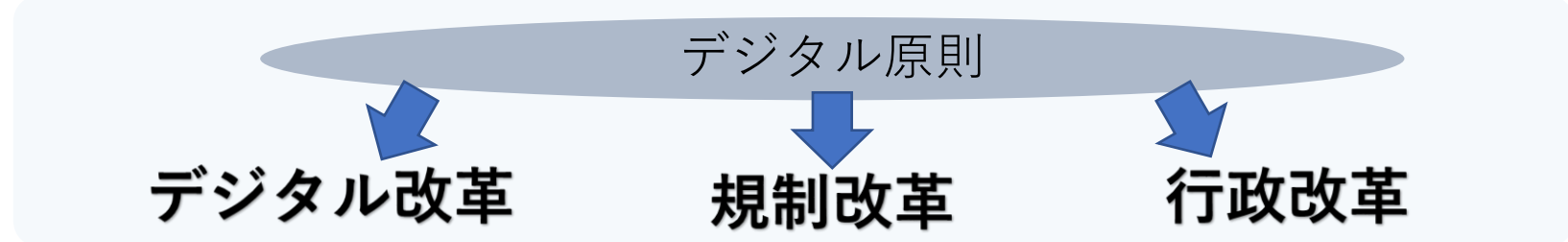
× 政府のITシステムが十分に機能せず（データがとれない、連携もできない）。

× デジタル人材不足/硬直的な調達制度/EBPMの欠如。

× ITシステムだけでなく規制も含めた構造改革をエンフォースメントのできる司令塔の欠如。

# デジタル臨時行政調査会の目的

- 「国民や地域に寄り添う」とともに「個人や事業者がその能力を最大限発揮」できる社会をデジタルの力で実現。
- 全ての改革（デジタル改革、規制改革、行政改革）に通底する「デジタル原則」を共通の指針として策定。
- デジタル原則の下、法律、行政組織、デジタル基盤等の経済社会制度を構成する重要な要素を早急に作り直す（＝「新しい資本主義」を実現するための構造改革）。



実現すべき改革の方向性

国民と政府）/国と自治体）

⇒政府は国民に寄り添うという視点で直接結びつき、国民は政府に直接働きかけができる制度・ITシステムの構造（デジタルの発展で可能に。実現しつつある国も）

⇒国・自治体一体のシステム構築

社会）

⇒健康・医療、教育、防災、こどもの保護、決済インフラなどの主要（準公共）分野をデジタルで転換

⇒サプライサイドベース・画一的なサービスから、デマンドベース・個別サービスへ

⇒企業や地域を越えた共通的なデータ活用基盤を整備

産業）

⇒規制改革を行い、デジタル時代に相応しいサービスが次々生まれる環境へ

人材）

⇒官民の資金の大学等への流れを強化し、企業側が専門性に応じた高い給与を支払う流れを作り、需給構造を一新

政府）

⇒人材、資金、政策形成・評価の主要な側面で抜本改革  
・人材：世界レベルの人材が政府に  
・資金：世界レベルのシステム構築が可能な資金方式へ  
・データに基づく政策形成・評価の実現（EBPM）

# 「デジタル原則」の方向性

「デジタル原則」は、例えば以下のような項目を含めて検討していったらどうか。DFFT（信頼性のある自由なデータ流通）に基づく国際枠組みの形成も含めて、国内外での連動した対応も具体化していくべきではないか。

## 1. デジタル完結・自動化原則

書面、対面、目視、定期点検などを義務づけるルールについて、デジタル完結・自動化による対応を基本とすること。

## 2. 相互運用性確保原則

官民で適切にデータを活用できるよう、システム間の相互運用性を確保すること。

## 3. デジタル共通基盤利用原則

デジタル基盤、IDやベース・レジストリなどは、分野ごとの縦割で独自のシステムを構築するのではなく、共通基盤を利用すること。

## 4. アジャイルガバナンス原則

デジタル技術を使って、一律かつ硬直的なガバナンスではなく、柔軟で継続的な改善を可能とするガバナンスを行うこと。

## 5. 官民連携原則（GtoBtoCモデル）

行政がサービス提供する際に、国民接点は民間企業のUIUXを活用するなど、民間の力を最大化する新たな官民連携を行うこと。

# (参考) 各国のデジタル原則の整備状況

～一部では立法審査にも活用～

	エストニア	デンマーク	英国	フィンランド	欧州連合
					
出典	Principles of Estonian e-governanceとして、Bookletに記載	デジタル化庁の立法審査7原則 (2018)	Service Standard (2019年6月から) 優れた公共サービスを開発・運用するための基準。 ※2019年以前のDigital Service Principleを廃止し、従来は中央政府向けであったが、より汎用的に地方自治体等においても適用可能なように、新たに策定。	公共政策分野のデジタル化についての9原則 (2016年2月)	欧州委員会は、Inter-institutional declaration on Digital Principlesを欧州委員会・欧州議会の間で、2021年末までに策定する際、以下のような権利・原則を盛り込む提案を予定。
原則等	<ul style="list-style-type: none"> <li>分権化</li> <li>相互接続性</li> <li>完全性</li> <li>オープンプラットフォーム</li> <li>レガシーなし</li> <li>ワンスオンリー</li> <li>透明性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>シンプルで明確なルール</li> <li>デジタルコミュニケーション</li> <li>自動処理の可能性</li> <li>当局間の整合性-概念の統一とデータの再利用</li> <li>安全で安心なデータの取り扱い</li> <li>公共インフラの利用</li> <li>不正及びエラーの防止</li> </ul> <div style="border: 2px solid red; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>2018年からデジタル原則に則っていない法律は新たに制定されないことがルール化。法律策定段階から、デジタル原則への適用をチェック。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ユーザーとそのニーズを理解する</li> <li>ユーザーのために問題全体を解決する</li> <li>すべてのチャンネルで一貫した体験を提供する</li> <li>簡単に使えるサービスにする</li> <li>誰もがサービスを利用できるようにする</li> <li>多職種で構成されたチームであること</li> <li>アジャイルな仕事の進め方をする</li> <li>頻繁に反復し、改善する</li> <li>ユーザーのプライバシーに配慮した安全なサービスの提供</li> <li>成功とは何かを定義し、パフォーマンスデータを公開する</li> <li>適切なツールや技術を選ぶ</li> <li>新しいソースコードをオープンにする</li> <li>オープンスタンダード、共通コンポーネント、パターンの使用と貢献</li> <li>信頼性の高いサービスを提供する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>顧客のニーズに合ったサービスを提供する</li> <li>無駄な手間を省く</li> <li>使いやすく、安全なサービスを構築する</li> <li>私たちは、顧客の利益を迅速に生み出す</li> <li>障害が発生した場合にも対応する</li> <li>私たちは、新しい情報を一度だけ求める</li> <li>私たちは、既存の公共および民間のオンラインサービスを最大限に活用する</li> <li>企業や市民に対して、オープンデータ、オープンアクセス、オープンインターフェースを提供する</li> <li>すべてのサービスとその実装について、所有者を指定する</li> </ul>	<p>(デジタル原則として、)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全で信頼できるオンライン環境</li> <li>ユニバーサルなデジタル教育とスキル</li> <li>環境に配慮したデジタルシステムおよびデバイスへのアクセス</li> <li>利用しやすく、人間中心のデジタル公共サービスと行政</li> <li>人間中心のアルゴリズムに関する倫理的原則</li> <li>オンライン空間における子どもの保護と権利の付与</li> <li>デジタルヘルスサービスへのアクセス</li> </ul> <p>(デジタル権利として、)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多様で信頼できる透明な情報へのアクセスを含む、表現の自由</li> <li>オンラインでビジネスを立ち上げ、実施する自由</li> <li>個人データおよびプライバシーの保護</li> <li>オンライン空間における個人の知的創造物の保護</li> </ul>

# デジタルにより規制はどう変わるのか

- 経済・社会のデジタル化の進展は、**現行の規制・制度では対応しきれない新たな課題を生んでいる。**
- デジタル時代の規制改革の推進に当たっては、「**デジタル原則**」の方針に基づき、
  - ①**デジタル化を促進する規制・制度改革**：現行の規制・制度が新技術の活用を阻害しないよう見直す必要
  - ②**デジタル化により生じる課題に対応する規制・制度改革**：従来の規制・制度では想定されていなかった技術を適用したい場合など、新たな課題に対応した規制・制度へ見直す必要

➡ 見直しに当たって、まずは、規制・制度を**類型化するとともに、具体的な見直しの基準や「切り口」を示してはどうか。**

➡ 押印の見直しのような**規制・制度の一括見直し（法整備含む）や、新規定のデジタル原則への適合性の確認プロセス・体制の検討**を行うべきではないか。



## （参考）デジタル時代の規制・制度の見直しの具体例

### プラント事業者の定期検査期間の合理化

- IoT等の新技術の活用及び高度なリスクアセスメントの実施等、高度な保安の取組を行う事業所について、完成検査・保安検査に係る規制を合理化し、連続運転期間の自由設定（原則4年⇒最大8年）等を可能とした。（平成29年度から実施）

### 太陽光発電所の月次点検を遠隔監視で可能に

- 太陽光発電所の月次点検では、太陽光パネルやケーブルの汚れ、破損、変形、腐食などを現地で目視による確認を行ってきたが、遠隔監視技術（監視カメラやセンサーによるデータ取得システム等）による代替を可能とした。（令和3年4月から実施）  
※電気事業者の太陽光発電所数：約3272発電所（令和3年7月）

### 浄化槽の保守頻度を遠隔監視により合理化

- 大型浄化槽について、遠隔監視技術の活用により、保守頻度を2週間に1回から月1回に緩和（令和3年9月から実施）  
※処理対象人員51人以上の浄化槽（新構造基準）数：13万9666基（令和元年度末）

### 宅地建物取引士の常駐義務をオンラインにより対応可能に

- 宅地建物取引業者の事業所には、消費者対応等として、業務の質を担保するため、宅地建物取引士の常駐を求めていたが、新型コロナウイルス対応の特例として認められたオンラインの対応を恒久措置化した（令和3年7月から実施）  
※宅地建物取引業者数：12万7215事業者（令和3年3月末）

### 火力発電所の常時監視義務を遠隔監視により合理化

- 火力発電所では、発電所構内での技術員の常時監視・制御が求められていたが、通信の途絶リスクやサイバーセキュリティなどのリスクへの対応を行うことを前提に、発電所構外での技術員による遠隔での常時監視・制御を可能とした（令和3年4月から実施）  
※電気事業者の火力発電所数：470発電所（令和3年7月）



## 規制・制度の類型化と見直しの基準と「切り口」

### 見直しの方向性/切り口

#### 1. 特定の技術・手法を用いることを義務付けた規制・制度

- **リスク把握の精緻化** (リスクに応じた規制・制度へ)
  - ・目視・定期点検義務等
  - 例) 建築基準法、車検制度の手続や基準の見直し 等
- 性能基準への移行 (**技術中立的な規制**へ)
  - ・特定の技術を前提とした技術要件 (安全基準等)
  - 例) 建築基準法、消防法 等

- 高精度カメラ、ドローン、赤外線センサー等による情報収集
- A I 等を用いた画像認識・診断センサー等によるリアルタイムデータの把握

- 法令を「技術中立的」なものに改正

#### 2. 対面・書面規制

- **対面・書面規制**の再検証と見直し
  - ・対面・書面作成を義務付ける規制
  - 例) 宅地建物取引業法、住民基本台帳法 等
- **常駐義務付け**の見直し
  - ・事業実施を特定の場所に限定・義務付け
  - 例) 行政書士法 等

- オンライン、リモートによる対応の法令上の許可
- 電子署名等による代替

- ネットを使った事業展開を許容
- テレワークやサテライトオフィスの活用

#### 3. 業規制

- **データへのアクセス確保・共通基盤利用**
  - ・既存の事業インフラ (システム、データ) へのアクセス制限・独自運用
  - 例) 不動産取引情報、医療情報 等

- API公開・接続義務や共通基盤の利用義務の適用

#### 4. 柔軟な規制体系

- **ゴールベース規制への移行**
  - ・事業や行動に対する詳細な事前規制
  - 例) 自動運転の安全ガイドライン

- 具体的な法令遵守の手法は事業者任せ
- 法益保護達成のため合理的かつ必要・最小限度の規定

#### 5. その他

- **グローバル化への対応・官民連携**
  - ・国際的な競争条件に影響を与える規制
  - ・国際協調が必要な制度・規制

- 外国企業に対する法適用 (域外適用)
- 国際的なルールづくりへの積極的な関与

## 規制の事前評価における対応

- 規制新設・改正の際の事前評価において、**デジタル化の基準を踏まえた検討が行われているかを確認するためのチェックの運用が開始**

# デジタルにより行政や準公共分野はどう変わるのか

- 少子高齢化が進展する我が国において、地方のサービスを維持していくためのコストは増大。さらに、多様なニーズにも対応していくことも重要。
- デジタル社会共通基盤を構築し、デジタル技術を活用することで、サービス提供のコストを下げ、デジタルの力で十分なサービスを効率的に提供できる政府を構築する必要。
- さらに、国・自治体間、官民でのデータ連携を進め、ひとりひとりのユーザーに伝えるサービスが、個人やスタートアップを含めた多様な主体によって提供されるようにしていく必要。

➡ 教育、医療・健康、防災、モビリティなどの準公共分野の再設計に当たって、重点テーマを決め、制度・システムを一体的に見直していくことが必要なのではないか。  
(例、GIGAスクールのデジタル基盤やルール整備、個人に応じたコンテンツ提供の実現など) また、「こども」などの重要課題にも対応するべきではないか。

➡ デジタル国家を実現するために不可欠な、デジタル時代に見合った行政（体制、調達、政策形成、評価など）のあり方を実現することが必要なのではないか。

➡ 国・自治体・民間の役割について、5Gはじめ、国がデジタル社会基盤の整備を進めるとともに、変革後の行政サービス、準公共サービスを、デジタル田園都市構想の中で、具体的に実現していくことが必要ではないか。

# (参考) デジタル田園都市国家構想を支える デジタル基盤整備

- 地域の「暮らしや社会」、「教育や研究開発」、「産業や経済」をデジタル基盤の力により変革し、
- 「大都市の利便性」と「地域の豊かさ」を融合した「デジタル田園都市」を構築。
- 「心ゆたかな暮らし」(Well-being)と「持続可能な環境・社会・経済」(Sustainability)を実現。

## 都市と地方、双方の魅力を最大限引き出す

### 暮らしの変革

- 子供達の未来を支える最高の教育
- ヒトを惹きつける魅力的な仕事
- 生涯を通じたゆとりと安心のある暮らしを実現

### 知の変革

- やる気のある地域大学・高専を中核に
- 地域の強みを生かした知見の集積
- 地域における官民学人材の好循環

### 産業の変革

- 次世代オフィス環境の実現
- スマート農業・医療・防災等を実装
- 地域の知と大都市を繋ぐ創業環境

Well-being: 心ゆたかな暮らし

Sustainability: 持続可能な環境・社会・経済

## 国・地方一体となった包括的な設計

サービス・アプローチ

Super City

MaaS

地域経済  
循環型

防災  
レジリエンス

スマート  
ヘルスケア

スマート  
ホーム

...

公共サービス基盤

APIゲートウェイと統合IDによるサービスの相互連携  
認証 決済 共通機能 データ連携基盤

デジタル・インフラ

ガバメント・クラウド データセンター 公共サービスメッシュ  
通信インフラ(5G・beyond 5G / 高速ネットワーク) セキュリティ

# デジタル人材の需給構造はどう変わるのか

- あらゆる領域でデジタル化が進行していく中で、デジタル人材があらゆる分野で不足。
- デジタル人材を抜本的に増やすために、大学・高専をはじめ、デジタル教育のあり方を見直す必要。
- 行政組織も、デジタル人材を活用するために、官民回転ドアの実現を進めて行く必要。

➡ 初等・中等教育からのSTEAM教育、大学・高専等の取組、リカレント教育を強化していくことが必要ではないか。 同時に産業界が専門性に応じた給与・待遇を提供する流れを強めることで官民のデジタル人材育成の育成・活躍の流れを作るべきではないか。

➡ 透明性ある官民回転ドアの実現などに向けて制度の見直しが必要ではないか。

## ◆IT分野選考の大学の年間卒業数

日本：3.4万人（世界9位）

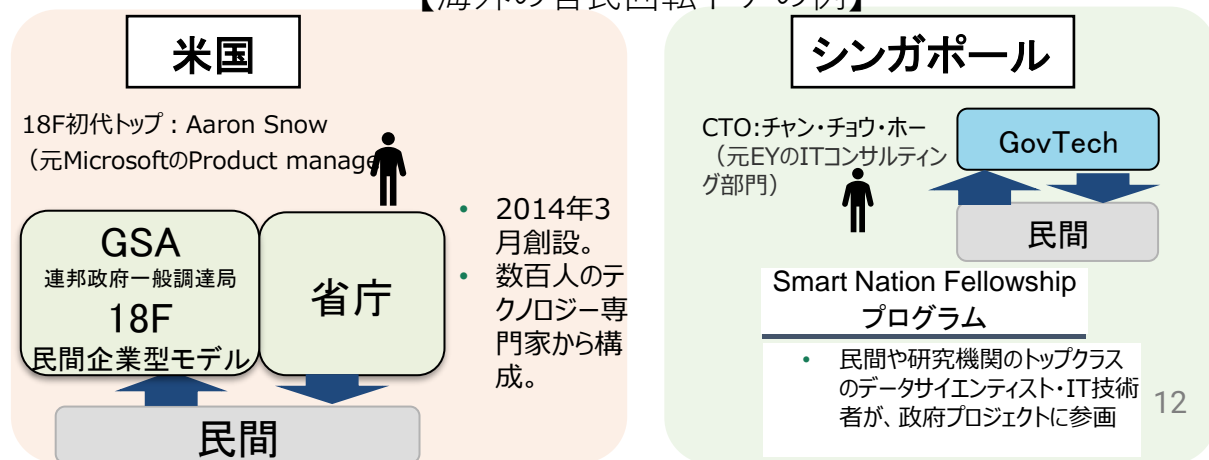
トップ3：①インド55.0万人、②米国14.8万人、③ロシア9.3万人

## ◆STEM関連分野選考の大学の年間卒業数

日本：3.0万人（世界13位）

トップ3：①インド113.7万人、②米国28.1万人、③英国10.2万人

## 【海外の官民回転ドアの例】



## 1. 行政改革推進会議 令和3年 行政事業レビュー年次公開検証(「秋のレビュー」)

- 11月5日の行政改革推進会議において対象テーマ等を決定。
- 11月8日・9日に「秋のレビュー」を開催。  
今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大を経験する中において、行政組織の構造的な諸課題をどう克服するか、旧来型の組織や社会をどう再構築していくか、といったより踏み込んだ論点を議題に据えて議論。
- 秋のレビューのテーマ
  - (1) 感染再拡大に備えたコロナ対策の検証
    - ① 保健・医療等体制
    - ② 今後の円滑なワクチン接種に向けた課題の整理
    - ③ 地域福祉活動支援
  - (2) デジタル社会の実現等
    - ④ 子供の貧困・シングルペアレンツ問題
    - ⑤ 子供を見守るためのデータ連携
    - ⑥ 子供の教育現場のオンライン化の推進
    - ⑦ 基金（水産業競争力強化基金、まち再生基金）
- 今後、12月の行政改革推進会議で秋のレビューのとりまとめを行い、抽出された課題(①保健・医療等体制、②ワクチン)についてはデジタル臨時行政調査会で議論予定。

## 2. 今後の予定

- 12月 : 行政改革推進会議